

最近の火災の中で、防炎品を使用していたために、被害の拡大を防げた事例を紹介します。

時期/場所	火災と発見の概要	防炎品の奏効概要
①平成23年1月	更衣室内のカーテンに何者かが何らか	カーテンの生地はポリエステル100%製
特別支援学校の更	の火源を用いて放火したもの。	で、接炎したため焼損したが、防炎品
衣室	教諭が生徒と共に2階の更衣室に入室し	であったため下部の一部(底辺10cm、
(防炎規制対象)	たところ、プラスチックが燃えるような	高さ10cmの三角形状)の焼損に止まっ
	臭気を感じたため、周囲を確認すると、	た。
	カーテンが焦げているのを確認した。	



①の一部焼損した防炎カーテン(左下が焼損部分)



①の焼損部分の拡大写真

時期/場所	火災と発見の概要	防炎品の奏効概要
②平成23年1月	教室内のカーテンに何者かが何らかの	接炎したために焦げてはいるが、防炎
中学校の教室	火源を用いて放火したもの。	品であったため、縦7cm、横2.5cmの範
(防炎規制外)	生徒からの報告により、教諭がカーテ	囲の焼損に止まった。
	ンに燃えた跡があることを発見した。	



②の一部焼損した防炎カーテン(右側が焼損部分)



②の焼損部分の拡大写真

時期/場所 火災と発見の概要 ③平成23年2月 何者かが事務所窓ガラスを割り、窓ガ	防炎品の奏効概要 窓ガラスに防炎の布製ブラインドが設
②正成99年9日 何老かが東致正空ガラフな割り 空ガ	窓ガラスに防炎の布製ブラインドが設
③十成23年2月 四有がが事務所忌ガラスを削り、忌ガ	1017 / 1 10 17 17 18 18 / / / IV IV
事務所の一般事務室 ラス付近の可燃物に何らかの火源を用	置されており、当ブラインドのみの一
(防炎規制外) いて放火したもの。警備会社に火元建	部の焼損と全体的な煤けに止まり他へ
物の火災と人感センサーの信号が入り、	の延焼はなかった。
警備会社職員が現場に向かい、鍵で正	
面玄関の鍵を開放すると、玄関ロビー	
内が白煙で充満しているのを発見した。	
④平成23年5月 体育館のトレーニング室の冷暖房機電	床置きコンセント上部に掛かっていた
事業所の体育館 源コードがトラッキングを起こしたも	カーテン2枚の下部が焼損したが、防
(防炎規制外) の。	炎のカーテンであったため、それ以上
ベルが鳴動したので従業員が1階の受	の延焼はなかった。
信盤を確認したところ、2階を表示し	
ていたので、2階に行くと窓のカーテ	
ンの下部から炎と煙が立ち上がってい	
るのを発見した。	
⑤平成24年5月 何者かが病院内の休憩所と廊下を仕切	接炎部が焦げているが(縦5cm、横
病院の休憩所 る布製パーティション(防炎物品の種	2cm)、防炎カーテンであったため他へ
(防炎規制対象) 類としてはカーテン) に放火したもの。	の延焼はなかった。



④の下部が一部焼損した防炎カーテン



⑤の下部が一部焼損したパーティション (防炎カーテン)

以下は自動車やバイクのボディカバーに関する事例(同一日、同一地域における放火事例)

時期/場所	火災と発見の概要	防炎品の奏効概要
⑥平成24年6月	何者かが敷地内の自動車のボディカ	防炎ボディカバーであったため一部が
住宅敷地内	バーに放火したもの。点々と焼損跡が	焦げただけであった。
	あった。	
⑦平成24年6月	何者かが敷地内のバイクのボディカ	防炎ボディカバーであったため一部が
住宅敷地内	バーに放火したもの。	焦げただけであった。
⑧平成24年6月	何者かが敷地内のバイクのボディカ	防炎ボディカバーであったため一部が
住宅敷地内	バーに放火したもの。点々と焼損跡が	焦げただけであった。
	あった。	
9平成24年6月	何者かが敷地内の車のボディカバーに	防炎ボディカバーであったため一部が
屋外駐車場	放火したもの。点々と焼損跡があった。	焦げただけであった。
⑩平成24年6月	何者かが敷地内の車のボディカバーに	防炎ボディカバーであったため一部が
屋外駐車場	放火したもの。点々と焼損跡があった。	焦げただけであった。





上は2枚とも⑥の放火され一部が焦げた防炎ボディカバー